軍縮·不拡散

軍縮・不拡散とは…

軍縮とは、国を守るために備えた兵器や施設などの規模を小さくし、さらには 廃絶を目指す取組のことです。また、**不拡散**とは、兵器一般、特に核兵器や生物 兵器、化学兵器などの大量破壊兵器、またそれらを運ぶミサイルや、その兵器の 開発に使用されるおそれのある関連物資や技術などが広まることを未然に防 ぐことです。



○どんな兵器が軍縮・不拡散の対象となりますか?

核兵器や生物・化学兵器といった大量破壊兵器、大量破壊兵器を運ぶミサイル、紛争で民間人に被害を与える通常兵器が対象となります。



大量破壊兵器

核兵器

原子核の分裂で起きる爆発によって大量破壊を行う兵器。第二次世界大戦末期に広島と長崎へ投下され、人類史上初めて戦争で使用されました。



生物·化学兵器

細菌やウイルス、有毒な化学物質や毒ガスを使って人間や動物に被害を与える兵器。これらを充填した砲弾や銃弾も含まれます。

大量破壊兵器の運搬手段

ミサイル

自律又は他律の誘導によっ て標的に向かって飛行する 軍事兵器。核兵器や生物兵 器、化学兵器といった大量 破壊兵器などを運搬する手 段として使われます。





大量破壊兵器以外の 兵器のこと。戦闘機や 軍艦、戦車の他、携帯 用の地対空ミサイル、 機関銃や地雷なども 含まれます。

Q世界にはどのくらいの 大量破壊兵器 がありますか?

世界に存在する米国、ロシア、イギリス、フランス、中国の5カ国は、核兵器不拡散条約 (Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons: NPT) 上、核兵器の保有を認められています。加えてインドとパキスタンが核兵器の保有を宣言しています。イスラエルは保有を宣言していませんが、事実上の核兵器保有国と言われています。北朝鮮は過去6回にわたり核実験を実施しています。北朝鮮は、累次の国連安保理決議に従って、全ての大量破壊兵器及びあらゆる射程の弾道ミサイルの完全な、検証可能な、かつ不可逆的な方法での廃棄は行っておらず、北朝鮮の核・ミサイル能力に本質的な変化は見られません。また、シリア等においては、化学兵器禁止条約で禁止されている化学兵器の使用が発生しています。

世界の核兵器の状況 各国の保有核弾頭数を図示(括弧内は配備済みのもの)(出典:SIPRI Yearbook 2018)



回最近、世界ではどのような軍縮・不拡散の動きがありますか?

2020年核兵器不拡散条約(NPT) 運用検討プロセス

2020年のNPT運用検討会議に向けて、その準備委員会が2017年~2019年に開催されます。2018年の第2回準備委員会には河野外務大臣が出席し、日本の核軍縮・不拡散分野での取組を表明しました。



包括的核実験禁止条約(Comprehensive Nuclear-Test-Ban Treaty: CTBT)

2018年9月、国連本部において、河野外務大臣はペイン豪州外務大臣と共にCTBTフレンズ外相会合の議長を務め、CTBTの発効促進、普遍化、検証体制の強化の重要性を強調しました。



イランの核問題に関する最終合意

2015年7月、イランの核問題に関し、イランとEU3+3との間で最終合意が成立しました。日本としても、監視・検証を担うIAEAの活動を含め、最終合意の履行を引き続き積極的に支援していきます。



核兵器不拡散条約(NPT)とは…

核軍縮、核不拡散及び原子力の平和的利用を目的とした核兵器不拡散条約は1968年に 署名開放され、1970年に発効しました。この条約は、米国、ロシア、イギリス、フランス、 中国の5か国を核兵器国として定めるとともに、それ以外の国々の核兵器の保有を禁 止しました。日本は1970年に署名し、1976年に批准しました。2018年の時点での締約国は 191か国・地域です。



図核兵器不拡散条約(NPT)は主に どのような内容ですか?

NPTには3つの柱があります。国際社会の平和と安全を実現す るために核兵器国が核兵器を減らす取組(核軍縮)、核兵器やその 関連物資・技術がこれ以上世界に広がらないための取組(核不拡 散)、そして締約国が原子力を平和的に利用できる権利(原子力の 平和的利用)です。

核兵器不拡散条約の3つの柱

国際社会の平和と安全

核軍縮

核兵器を保有す る国々が核兵器 を減らす取組

核不拡散

連物資・技術がこれ以上世界に拡散 しないための取組

平和的利用

NPT締約国が原 子力を平和的に 利用する権利

◎核兵器不拡散条約(NPT)はどのように 運用されていますか?

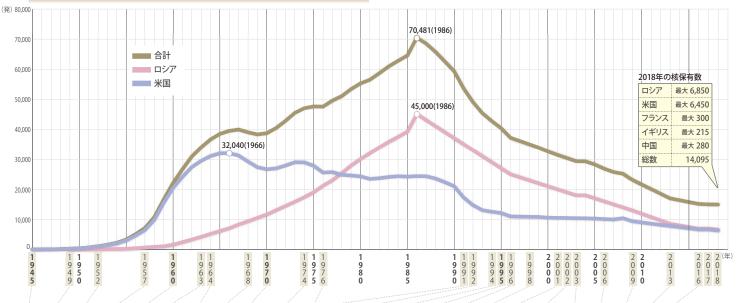
5年ごとにNPT運用検討会議が開催されています。1995年の会議 ではNPTの無期限延長が決定され、2000年には核兵器の全面的廃 絶に対する核兵器国の明確な約束などの核軍縮措置を含む合意文 書が採択されました。2005年は合意文書の作成に至りませんでした

が、2010年はNPTの三本 柱全てについて具体的 な「行動計画」に合意し ました。2015年は中東非 大量破壊兵器地帯の進 め方について意見が対 立した結果、合意には至 りませんでした。次回は 2020年に開催予定です。



NPT運用検討会議

核保有数(1945-2018)



1949 1952 1957 1960 1963 1964 1968 1970 1974 1976 1991 1992 1994 1995 1996 1998 2001 2002 2003 2006 2009 2013 2016 2017 2018

中

アメリカが広島・長崎に原爆投下 ソ連が最初の核実験 イギリスが最初の核実験 国際原子力機関(-AEA)設立 部分的核実験禁止条約発効 フランスが最初の核実験

-国が最初の核実験

NPTが署名のために開放 NPT発効、日本がNPT署名 アメリカ・イギリス・ソ連は原締約国

インドが核実験

日 米ソ戦略兵器削減条約(START) 南アフリカがNPT 「本がNPT批准 国 、フランスがNPT 加入 加入 調印

包括的核実験禁止条約(CTBT) 北朝鮮の未申告の核活動疑惑 :PT無期限延長決定

アメリカで同時多発テロ インド・パキスタンが核実験

北朝鮮のNPT脱退通告 イランによる未申告の核活動疑惑

北朝鮮が核実験実施

北朝鮮が核実験実施 北朝鮮が核実験実施

北朝鮮が核実験核兵器禁止条約採択 北朝鮮が核実験実施

ミサイルエンジン試験場及び発射台の廃棄を宣言 北朝鮮が核実験とICBM等の発射実験を中止

核軍縮について…

核兵器のない世界を実現するためには、何よりも核兵器を保有する国々が核兵器 を減らす**「核軍縮」**に取り組まなければなりません。国際社会は、国同士の話し 合い、世界の国々が集まっての交渉、そして条約の作成や決議の採択を通じて核 軍縮の実施を目指しています。また、核兵器以外の大量破壊兵器や通常兵器につ いても軍縮に向けた話し合いが行われています。



回これまで、どのような核軍縮が行われてきましたか?

■二国間での取組

日本は、核保有国を含めた主要な国との間で二国間協議を開催 し、核軍縮・不拡散に関して密接に意見交換を行うとともに、必要に 応じて個別の働きかけも行っています。

国際的には、世界で存在する核兵器のうち、圧倒的な数を保有し ている米国とロシアの両国が、NPT第6条の核軍縮交渉義務に 基づいた実質的な核兵器削減に向けた交渉を重ね、これまでに多 くの核兵器を廃棄してきました。2011年2月には、戦略攻撃兵器の更 なる削減及び制限のための米国とロシアの間の条約(新START条 約)が発効し、米露両国の核軍縮における重要な進展を示しました。 しかし、依然として多くの核兵器が存在しており、今後も核軍縮交渉 が継続される必要があります。

■多国間での取組

国際社会では核軍縮に向けて各国の代表による話し合いが行わ れています。「ジュネーブ軍縮会議」は多国間で軍縮の交渉を行う唯 一の国際機関で、これまでに核兵器不拡散条約、生物兵器禁止条

約、化学兵器禁止条約、包括的核実験 禁止条約など重要な条約を作成して きました。

また、国連を通じた取組として、日 本は1994年以来毎年、核兵器廃絶決 議案を提出しており、2018年は162か 国の賛成を得て採択されました。



■軍縮・不拡散イニシアティブ(Non-Proliferation and Disarmament Initiative:NPDI)

2010年NPT運用検討会議を受け、同運用検討会議の合意文書で ある行動計画の着実な実施を後押しすべく、日本とオーストラリ アが主導して2010年9月に立ち上げられた地域横断的な非核兵器 国グループです。日本とオーストラリアの他、オランダ、カナダ、 チリ、ドイツ、トルコ、ナイジェリア、フィリピン、ポーランド、メキシ

コ、UAEの12か国がメンバーです。また、2014年には広島で外相会 合が開催され広島宣言が採択されました。NPDIは2015年NPT運用 検討会議に計19本、2020年運用検討プロセスにおいてはこれまで 計10本の作業文書を提出するなど、NPT運用検討プロセスに積極 的に貢献を行ってきています。

○ 核軍縮に向けた条約の制定や批准の動きがありますか?

カットオフ条約

核兵器用の核分裂性物質(高濃縮ウランやプルトニウム)の生産 を禁止するための物です。新たな核兵器国の出現を防ぐとともに、核 兵器を保有する国々の核兵器生産も制限することを目的にしていま す。1993年以来、国連総会はジュネーブ軍縮会議に対して交渉開始 を勧告していましたが、交渉開始には至っていません。国連総会の決 議に基づき、2014年及び15年に政府専門家会合が、2017年及び18 年にハイレベル専門家準備グループ会合が行われました。日本も交 渉開始のため、条約案に関する会合に出席し、議論に貢献しました。

包括的核実験禁止条約(CTBT)



すべての核爆発実験を行うことを禁 止する条約です。実験を禁止すること で核兵器の開発や質的な向上を防ぎ、 核軍縮と核不拡散を強化します。一部 の国が批准しておらず条約は発効して いませんが、核実験を24時間監視する

監視体制の整備が進んでいます。

核兵器禁止条約

核兵器禁止条約は2017年7月に,国連において賛成多数で採択されました。日本は唯一の戦争被爆国であり,核兵器禁止条約の目指す 核兵器廃絶という目標を共有しています。一方で、この条約には安全保障の観点が踏まえられておらず、核兵器国も核の脅威に晒されてい る非核兵器国も参加していません。日本政府としては、現実の安全保障上の脅威に適切に対処しながら、地道に核軍縮を追求することが必 要であり、国際社会における橋渡しに努めながら、現実的かつ実践的な取組を粘り強く進めていく考えです。

② それ以外に、核軍縮について日本はどのような取組をしていますか?

- ●日本は、唯一の戦争被爆国として、すべての核保有国による核軍縮を目指し、積極的な核軍縮外交を 進めています。例えば、極東地域における退役原子力潜水艦の解体協力事業を実施する等、大量破壊 兵器及び関連物資・技術の不拡散を目指すG7 グローバル・パートナーシップにも貢献しています。
- ●広島・長崎の被爆の実相を世代と国境を越えて語り継ぐべく2010年9月に「非核特使」制度を創設 し、被爆者の方々が自らの実体験に基づく被爆証言を世界各地で発信しています。更に、被爆者の 高齢化が進む中、2013年6月には、新たに若い世代を対象とした「ユース非核特使」制度を創設し、 当活動の次世代への継承にも重点を置いています。
- 「核軍縮の実質的な進展のための賢人会議」は、核軍縮に向けて様々なアプローチを有する国々の信 頼関係を再構築し、核軍縮の実質的な進展に資する提案を得ることを目的とする有識者会議です。2017年11月に広島で、2018年3 月に東京で、核兵器国と非核兵器国双方の有識者を招いて会合を開催し、核軍縮の実質的な進展に資する提言を得ました。河野外務 大臣は、NPT運用検討会議第2回準備委員会において、現在の国際社会にとって有益な提言としつつ、透明性、検証や対話型討論と いった取組を紹介し、国際社会に具体的な行動を呼びかけました。2018年11月には、長崎にて第3回会合が開催され、安全保障と軍 縮の関係に関する困難な問題等について議論が行われました。



第3回非核特体フォーラム

その他の兵器の軍縮

Q核兵器以外の軍縮にはどのようなものがありますか?





生物·化学兵器



生物・化学兵器の歴史は古く、学問や産業の進歩とともに人体に有害な化学物質・生物剤に関する研究も発展してきました。ただし、次第にこれらの戦争での使用の悲惨さが国際社会によって強く認識されるようになり、1925年のジュネーブ議定書で戦時の使用が禁止され、続いて生物兵器禁止条約(1975年)、化学兵器禁止条約(1997年)が発効しました。

■生物・化学兵器での取組

生物兵器禁止条約(Biological Weapons Convention: BWC)

生物兵器の開発、生産、貯蔵、保有を包括的に禁止する唯一の多国間の法的な枠組みですが、条約遵守の検証に関する規定はなく、条約をいかに強化するかが課題となっています。日本は生物兵器による国際平和への脅威に対処するために、条約未締結国への働きかけを行うとともに、日本の高い知見を各国と共有することで条約の強化に係る取組を積極的に行っています。

化学兵器禁止条約(Chemical Weapons Convention: CWC)

化学兵器の開発、生産、保有などを包括的に禁止し、保有する化学兵器を全廃することを定めた条約です。申告・査察といった検証制度を持ち、実施機関として化学兵器禁止機関(Organization for the Prohibition of Chemical Weapons: OPCW) が設置されています。

近年、シリア、マレーシア、英国等で化学兵器が使用される事案が頻発しており、「化学兵器のない世界」を目指したOPCWの活動の重要性が高まっています。その中で、日本は、積極的にCWCの実施に貢献しています。例えば、日本は、CWCの執行理事国に継続して選ばれているほか、OPCWに対して米国に次ぐ第3位の分担金を拠出している主要締約国の一つです。さらに、シリアの化学兵器廃棄に関しては可能な限りの協力を行ってきており、OPCW及び国連に対し総額15億円を拠出しています。また、未締結国への締結支援や、アジア諸国の国内実施強化のための取組、アジア地域の途上国からの研修生受入れなど実施しています。

遺棄化学兵器

(Abandoned Chemical Weapons in China: ACW)

日本は、CWCに基づき、中国に残された旧日本軍の化学兵器の廃棄処理を推進しています。2010年以降、廃棄処理が行われており、2019年1月現在、発見されているACW約7.1万発のうち約5.2万発が廃棄されています。また、中国各地で発掘・回収作業を実施しています。

老朽化化学兵器

(Old Chemical Weapons : OCW)

日本は、CWCに基づき、国内でも化学兵器の廃棄を行っています。これまでに福岡県苅田(かんだ)港などで発見された旧日本軍の老朽化した化学兵器の廃棄を実施してきました。また、老朽化化学兵器をOPCWに申告し、同機関による査察も受け入れています。



通常兵器には戦闘機、軍艦、戦艦、戦車、ミサイルといった 大型の兵器から、拳銃などの小型武器、地雷・クラスター弾ま で広く含まれます。通常兵器の問題は、各国の安全保障に密接 に関わるのみならず、人道援助や復興、開発等の様々な分野に 影響を与えています。日本は、通常兵器分野での国際的取組に おいて、条約や国連決議作成への積極的な貢献、現場プロジェ クトへの支援等を通じ、建設的な役割を果たしています。

■通常兵器での取組

各国の軍備の透明性を向上させることで、信頼醸成を図り、過度の軍備の蓄積を防止する取組として、各国の軍事支出を報告する国連軍事支出報告制度(1980年設立)や、兵器の輸出入に関する情報を各国が報告する国連軍備登録制度(日本と当時のECの共同提案により1991年に設立)があります。最近では、こうした信頼醸成に留まらない、通常兵器の輸出入そのものを管理しようという動きがあり、武器貿易条約が作成されました。

また、兵器の特質に着目して、人道的観点から特定の通常兵器の使用等を禁止・制限する枠組があります。過度の傷害や無差別の被害を与える兵器を規制する特定通常兵器使用禁止制限条約、地雷やクラスター弾の製造・使用等を禁止する対人地雷禁止条約とクラスター弾に関する条約です。さらに、犯罪や紛争で主な武器として使用され、多くの人命を毀損している小型武器への対応も大きな課題です。2001年に国連で採択された「小型武器非合法取引防止に向けた行動計画」を柱とした規制の枠組みの強化と、被害国における回収、破壊、備蓄管理といった現場プロジェクトの促進の両面から取組が進められています。また、新たな課題である、自律型致死兵器システム(Lethal Autonomous Weapons Systems: LAWS)への対応について、政府専門家会合等を通じ国際的な議論が行われています。

対人地雷

対人地雷禁止条約は2019年に発効20周年を迎えます。日本はこれ

まで、対人地雷の廃絶に向けて、条約の普遍化に努め、ODA等を通じて米国に次いで世界第二位の規模となる地雷対策支援を実施してきました。除去活動のための機材支援、地雷被害者への支援、地雷対策教育の推進等を迅速に行うため、関係国や国際機関とも連携して対策に取り組んでいます。



/コラム

コロンビアでの対人地雷禁止条約会議で 展示された日本製の地雷除去機

武器貿易条約(Arms Trade Treaty: ATT)

日本は、武器貿易条約の普遍化を重視しており、アジア太平洋及び主要武器貿易国を含めた未締結の国に対して早期の締結を働きかけるなど、積極的な取り組みを進めています。条約交渉から関与してきた日本は、第4回締約国会議の議長国を務め、東京で締約国会議を開催しました。



2018年8月に東京で開催された第4回 締約国会議の冒頭,河野外務大臣は, 様々な関係者の協働を呼びかけました。

不拡散について…

国際社会の平和と安全を維持するためには、大量破壊兵器やその運搬手段であるミサ イル、そしてその関連物質や技術の拡散を防ぐことが重要な課題です。しかし、北朝鮮 の核開発や、ミサイル発射など不拡散体制を脅かす問題が起きているのも事実です。 国際社会には今、不拡散体制の維持と強化のために迅速な対応が求められています。



@Dean Calma / IAEA

○ 大量破壊兵器の不拡散を実現するためにどのような取組が行われていますか?

国際社会では、大量破壊兵器の不拡散を実現するために、国際原子力機関(International Atomic Agency: IAEA)の保障措置や輸出管理 体制の強化などの取組が行われています。また、「拡散に対する安全保障構想」(Proliferation Security Initiative : PSI)といった関係各国によ る連携も行われています。

IAEA 保障措置 IAEA SAFEGUARDS

IAEAは、原子力の平和的利用を促し、核兵器などの軍事的目的に 転用されないように保障措置を講じる国際機関です。1957年に発足 し、2018年4月の時点で170か国が加盟しています。IAEAは、核物質 が軍事的目的に利用されないことを確保する保障措置を設定し、関

係各国との間で協定を締結して います。さらに1997年には、保障 措置制度の強化を図るために 「追加議定書」を採択し、2018年 12月現在、日本を含む149か国が 署名し、135か国(及び EURATOM) について発効してい ます。



の運搬手段 大量破壊兵器

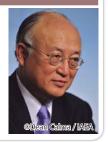
通常兵

ミサイル

対人地雷等

アジア初のIAEA事務局長 天野之弥氏

天野之弥IAEA事務局長は、2009年12月にアジア から初めて第5代IAEA事務局長に就任し、現在3 期目を務めています。天野事務局長は、「平和と開 発のための原子力」を掲げて途上国を中心に原子 力技術を利用した開発支援に取り組んでいるほ か、最近では、2015年7月に成立したイラン核合意 の履行の監視・検証にも重要な役割を果たしてい ます。



イコラム

拡散に対する安全保障構想 PS

PSIとは、大量破壊兵器やミサイル、その関連物資の拡散を国際 法及び各国国内法の範囲内で防止することを目標とした国際社会 の連携による取組です。従来は、各国が自国の領域内で輸出管理な どの措置を実施してきました。PSIの下では、自国内に限らずに、領 域を越える範囲でも他国と連携しながら大量破壊兵器などの拡散

を阻止していきます。また、国内に おいても、法執行機関や軍・防衛当 局、情報機関など関係機関の間の 連携を重視します。2016年2月現 在105か国が、PSI活動の基本原則 や目的に合意し、積極的な活動を 行っています。



日本主催PSI訓練(2018年7月、横須賀市)

EXPORT CONTROL 輸出管理

輸出管理は、拡散懸念国やテロ組織など、大量破壊兵器やその 関連資機材・技術を入手し、拡散しようとする者に対し、いわば 供給サイドから規制を行う上で有益な枠組みです。輸出管理で は、規制資機材・技術を輸出する際に、政府の許可が必要となり ます。効果的な輸出管理を行うため、現在、国際社会には4つの 輸出管理の枠組み(レジーム)があります。日本は、これらすべて のレジームに発足当時から参加しており、国際的な連携を図り つつ、厳格な輸出管理を実施しています。また、アジア輸出管理 セミナーを東京で開催する等、様々な機会を通じてアジア地域 に対する輸出管理に関する協力も推進しています。

■国際的な輸出管理レジーム

原子力供給国グループ(NSG)(48か国) 原子力専用品・技術及び関連汎用品・技術 兵器 大量破壊兵器 1975年設立 生物兵器

オーストラリア・グループ (AG) (42か国及びEU) 生物・化学兵器関連物質及び汎用品・技術 1985年設立

ミサイル技術管理レジーム(MTCR)(35か国) ミサイル本体及び関連汎用品・技術 1987年設立

ワッセナー・アレンジメント(WA)(42か国) 通常兵器及び関連汎用品・技術 1996年設立

※「汎用品」とは、軍事用にも民生用にも使用できる資機材 (例:一部の工作機械)。

アジア不拡散協議 ASTOP (Asian Senior-level Talks on Non-Proliferation)

アジアにおける不拡散体制の強化は、地域全体の安全保障に とって極めて重要な課題です。ASTOPは、ASEAN(東南アジア諸国 連合) 10 か国とオーストラリア、カナダ、中国、フランス、インド、 韓国、ニュージーランド、米国及び日本の局長級の不拡散担当者が 一堂に会し、アジアにおける不拡散体制の強化について協議する 機会です。議論を通じ、各国においてとるべき措置や直面する問題 点とその解決策について理解を深める趣旨で、2003年から14回に わたり東京で開催されています。

原子力の平和的利用について…

化石燃料に乏しい日本にとってエネルギーの確保は大きな課題です。電力の安定供給を目指し、政府は、安全性と核不拡散に十分に配慮しながら、原子力の平和的利用に取り組んできました。また、福島第一原発事故の経験と教訓を世界と共有し、国際的な原子力安全の強化に取り組んでいます。原子力技術は、発電以外にも、医療、農業、工業等の様々な分野で実用化されており、日本は技術的な強みを活かして開発課題や人材育成に貢献しています。



回原子力の平和的利用を円滑に進めるためには何が必要ですか?

原子力の平和的利用は、核軍縮・不拡散と並んでNPTの三本柱の一つとされています。一方、原子力発電に利用される核物質、機材及び技術は軍事転用が可能であり、一国の事故が周辺諸国にも大きな影響を与え得ます。また、核物質その他の放射性物質を使用したテロ活動を防止する必要があります。したがって、原子力の平和的利用に当たっては、①核不拡散(Safeguards)、②原子力安全(Safety)及び③核セキュリティ(Security)の「3S」の確保等が重要です。

核不拡散 Safeguards

IAEA保障措置 等

原子力安全 Safety

原子力事故の防止に向けた安全性の確保等

核セキュリティ Security

核テロリズムの危険への対応 等

◎国際的な原子力安全の強化に日本はどのように貢献し、また、福島第一原発事故後の対応にてどのように国際機関と協力していますか?

福島第一原子力発電所事故の当事国として、事故の経験と教訓を世界と共有し、国際的な原子力安全の向上に貢献していくことは、日本の責務です。この観点から、日本は国際原子力機関(IAEA)における会議等の場で、積極的に議論に参加し、事故の経験や教訓の共有に努めています。加えて、IAEAと協力し、2013年に福島県に「IAEA 緊急時対応能力研修センター(IAEA・RANET・CBC)」を指定し、国内外の関係者を対象に、緊急事態の準備及び対応の分野における能力強化のための研修を実施しています。

また、福島第一原発の廃炉・汚染水対策、除染・環境回復に世界の技術や叡智を結集して取り組んでおり、着実に進展しています。 IAEA とも事故直後から協力しており、2017 年には、海洋モニタリング専門家の受入れや除染に関する専門家会合を実施しました。さらに、原子放射線の影響に関する国連科学委員会(UNSCEAR)は、2014 年に福島第一原発事故による放射線のレベル及び影響に関する報告書を公表して以来、福島県において同報告書の説明会を行っています。

国際社会の正しい理解と支援を得ながら事故対応と復興を進めるためには、適時適切な情報発信も重要です。この観点から、日本は、福島第一原発の廃炉作業・汚染水対策の進捗、空間線量や海洋中の放射能濃度のモニタリング結果、食品の安全といった事項について、IAEA を通じて包括的な報告を定期的に公表しているほか、外交団に対する説明会の開催や在外公館を通じた情報提供などを行っています。

●原子力技術は発電以外にどのように使われていますか?

原子力技術は、発電に加え、医療、農業、環境など幅広い分野で応用が可能です。その利用形態には、原子力発電に用いられる核エネルギー、レントゲンや放射線治療に用いられる放射線照射、及び水の循環、土壌の組成等を調べる際に利用される同位体分析などがあります。

天野 IAEA 事務局長は、「平和と開発のための原子力」を掲げ、原子力技術を活用して、持続可能な開発目標(SDGs)達成に貢献すべく、開発課題に積極的に取り組んでいます。日本も、より多くの人が、より幅広い分野で、より安全に原子力技術の恩恵を受けることが重要であると考えており、技術的な強みを活かして IAEA 等と協力しながら原子力の平和的利用の促進に取り組んでいます。これらを支援するため、2015 年の NPT 運用検討会議で、日本は IAEA 平和的利用イニシアティブ(PUI)に対し、5 年間で総額 2,500 万ドルの拠出を行うことを表明しました。

また、原子技術に関する研究、開発及び訓練のための地域協力協定(RCA)等のもと、締約国や IAEA と協力しつつ、医療、農業、環境等の様々な技術協力プロジェクトに参加し、アジア・太平洋地域を中心とした技術向上及び人材育成に貢献しています。

外務省軍縮・不拡散関連サイト

軍縮・不拡散・原子力の平和的利用 http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/hosho.html

日本の軍縮・不拡散外交 http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/gun_hakusho/index.html

非核特使

http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kaku/tokushi/jigyo.html

ユース非核特使

http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press6_000379.html

核軍縮の実質的な進展のための賢人会議 http://www.mofa.go.jp/mofaj/dns/ac_d/page25_001269.html

関連国際機関サイト

国連軍縮部 http://www.un.org/disarmament/index.shtml

> 国際原子力機関 http://www.iaea.org/

包括的核実験禁止条約機関 http://www.ctbto.org/

化学兵器禁止機関 http://www.opcw.org/

その他関連サイト

財団法人 日本国際問題研究所 軍縮・不拡散促進センター http://www.cpdnp.jp/

> 旧ソ連非核化協力技術事務局 http://www.tecsec.org/

核不拡散・核軍縮に関する国際委員会 http://www.icnnd.org/

写真提供:朝雲新聞、時事通信、内閣広報室、日本原燃株式会社、広島市、CNP、dpa、IAEA、ICNND、PANA、PNTL、UN Photo

http://www.mofa.go.jp/mofaj/